

第31回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成18年8月25日

開 催 場 所 ホテル京阪京橋

第31回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後3時

司会（児林補佐） 定刻になりましたので、ただいまから、第31回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室の児林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭にお断り申し上げます。大阪府では6月から9月まで、夏の適正冷房と軽装勤務に取り組んでおります。事務局のメンバーはノーネクタイなど軽装にて出席させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の志知からごあいさつ申し上げます。

志知環境農林水産部長 　ただいま御紹介いただきました環境農林水産部長の志知でございます。

第31回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政はもとより、府政の各般にわたり、御支援、御協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本府におきましては、豊かな環境の保全と創造に向け、環境基本条例を初め、各種の条例や規則等を制定し、関係法令とあわせ適正に運用するとともに、大阪21世紀の環境総合計画に示しました基本方向に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。委員の皆様には、引き続き一層の御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の審議会では、諮問案件が2件ございます。まず、第9次鳥獣保護事業計画の改定につきましては、泉佐野市域などにおきまして銃猟禁止区域を追加指定するものでございます。また、第10次鳥獣保護事業計画の策定につきましては、現行の第9次計画が平成19年3月末で終了するため、新たな計画を平成19年4月から施行いたしたく、お諮りするものでございます。このほか、前回3月の審議会で諮問させていただきました揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について、部会から中間報告をいただくことになっておりますので、あわせて御審議いただきますようお願い申し上げます。

また、報告案件といたしまして、専門部会で御決議いただきました、温泉部会における決議事項について御報告をいただきます。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

司会（児林補佐） それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

続きまして、前回3月に開催いたしました第30回環境審議会以降に、新たに委員及び臨時委員に御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきます。

まず、学識経験のある方でございますが、関西学院大学の阪委員でございます。大阪産業大学の花嶋委員でございます。京都女子大学の槇村委員でございます。続きまして、府議会議員の委員を御紹介させていただきます。徳永委員でございます。品川委員でございます。岸上委員でございます。坂本委員でございます。堺市長の木原委員の代理の塩尻環境局長でございます。近畿経済産業局長、久貝委員の代理の中島公害専門官でございます。近畿運輸局長、島崎委員の代理の川口計画調整官でございます。第五管区海上保安本部長、内波委員の代理の原田環境防災課長でございます。

また、その他の御出席の委員のお名前は配席表に記していますので、御紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち35名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に

基づきまして、過半数以上でございますので、本審議会が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

議事 1 は、本審議会の会長の選任であります。

お手元にお配りしております大阪府環境審議会条例をごらんください。第 2 条第 1 項第 1 号にありますように、「学識経験のある者」とする委員は、同条第 2 項により任期が 2 カ年のため、本年 6 月 1 日付で新たに本審議会委員に御就任いただいております。

また、本審議会の会長は、条例第 4 条第 1 項の規定により、「学識経験のある者」として御就任いただいております委員の皆様のうちから委員の選挙で定めることになっておりますため、再度、会長の選任が必要となっております。

そこで、会長選任につきましては、これまで同様、司会の私の方で進行させていただきますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

皆様にお諮りしたいと思います。どなたか御推薦をいただける方はございますでしょうか。

朝日委員、よろしく申し上げます。

朝日委員 自然環境担当の朝日でございます。

甚だ僭越ではございますが、この審議会の会長に南 努委員を御推薦いたしたいと思います。

ただいま御紹介がございましたように、本審議会の委員のほとんど、大部分が前期からの留任というか、再選でございます。南委員は前期の会長としてお務めいただきまして、引き続いてお願いしたいと思います。

御承知の方も多いと思いますが、南先生は環境各方面にわたりまして非常に御造詣が深く、また環境行政、環境教育の面でもいろんな御経験を積んでおられます。

ただ、1 点難を申しますと、府立大学の学長が現職でございます。この上まだこの審議会の会長まで押しつけるのは、非常に心苦しゅうございますけれども、複雑な大阪府の環境行政、あるいは環境教育、そのほかにつきまして、

やはり南先生の御見識を賜りたいというように考えておりました、あえて御推薦する次第でございます。御賛同を得られればありがたいものです。

以上です。

司会（児林補佐）　　ただいま、朝日委員の方から南委員の御推薦をいただきましたが、ほかの委員の方々、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

司会（児林補佐）　　ありがとうございます。

それでは、本審議会の会長として南委員に引き続き御就任いただきたいと思っております。南委員、よろしいでしょうか。

それでは、環境審議会の会長を南委員にお願いいたしまして、お手数ですが、会長席の方までお移りいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

南会長　　ただいま御紹介いただいた、会長に御指名いただいた大阪府立大学の南でございます。引き続き会長職ということで、甚だ非力ではございますが、どうか皆さんの御協力で、この非常に大切な環境審議会を運営していきたいと存じます。どうか御協力をよろしくお願い申し上げます。

司会（児林補佐）　　さて、大阪府環境審議会条例第4条第3項によりますと、会長に事故があるときに備え、あらかじめ会長が会長代理を指名することができるかと規定されております。南会長には、会長代理の指名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

南会長　　ただいま、司会の方からお話ございましたように、会長代理ということで、私の方から指名するという役割でございます。

私としましては、これまでのこの審議会のずっと委員で、一緒にいろいろやってきて、さらにいろんな点で本当にこの審議会を推進していただいております関西大学の池田先生に会長代理をお願いできればと思っておりますが、池田先生、ぜひよろしくお願い致します。

皆さん、御異論はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

南会長　　それでは、池田先生、ちょっとこちらへお移りいただければ幸いです。

司会（児林補佐） お手数ですが、会長代理席の方にお移りいただきます。よろしく申し上げます。

池田敏雄会長代理 ただいま、南会長から職の代理を仰せつかりました関西大学の池田でございます。

余りなれないことなんで、戸惑いもございますけれども、会長からの御指名でございますので、委員の皆様のお力添えを得まして、職務を何とか全うしたいものと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会（児林補佐） それでは、議事 1 に続きまして、本日は諮問事項がございますので、資料 1 - 1 及び 2 - 1 により、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

志知環境農林水産部長 それでは、私の方から知事に成りかわりまして諮問文をお渡しさせていただきます。

まず、第 9 次鳥獣保護事業計画の改定について（諮問）。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づき、第 9 次鳥獣保護事業計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

続きまして、第 10 次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問）。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づき、第 10 次鳥獣保護事業計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願い申し上げます。

司会（児林補佐） それでは、これ以降の議事につきましては、南会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

南会長 それでは、早速、議事次第に従いまして審議会を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本当に御多忙の中、お暑い中、お集まりをいただきありがとうございます。どうか、御協力、御支援、よろしく願いしたいと思います。

大変申しわけありませんが、夏の風邪を引いて、なかなか治らないで、ただでさえ何となく言不明晰、それが非常にお聞き苦しいことになっていると思いますが、お許しいただきたいと存じます。

まず、議事 2 の審議に入らせていただきます。ただいまお受けいたしました

諮問、一つは第9次鳥獣保護事業計画の改定についてということでございます。二ついただきましたが、一つずつ、まず第9次の鳥獣保護計画の改定ということから入らせていただきます。まず、事務局からの説明をお願いします。

池田動物愛護畜産課長 動物愛護畜産課長の池田でございます。お許しをいただきまして、座って御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料の1 - 2をごらんいただきたいと存じますけれども、第9次鳥獣保護事業計画の改定でございます。この第9次計画につきましては、今年度が事業の最終年度となっております。資料の左側をごらんいただきたいと存じますが、(1)の鳥獣保護事業計画でございますが、この計画は、鳥獣保護の基本的な考え方や施策のあり方を示すもので、環境大臣が定めます基本指針に則して策定し、計画期間は5年となっております。なお、この策定に当たりましては、審議会の皆様の意見を聞くこととなっております。

(2)の、今回諮問いたしました銃猟禁止区域についてでございますが、この区域の指定は市町村からの申請によるものでございます。指定期間は、大阪府銃猟禁止区域等設定要領によりまして10年となっております。

(3)でございますが、今回、泉佐野市と河南町のそれぞれの地域について、事業計画に追加するもので、面積は合わせまして約670ヘクタールとなります。

(4)に、今次計画終了時の指定箇所数と面積を参考までに記載をしております。

次に、資料の右側をごらんいただきたいと思っておりますが、今回、計画に追加いたします二つの地域の具体的な内容を記載いたしております。

まず、の泉佐野中銃猟禁止区域でございますが、当地域では森林ボランティアと狩猟者とのトラブルや、狩猟の銃弾が屋根に落下する事故等が発生しましたことから、狩猟期間でございますけれども、毎年11月15日から翌年の2月15日までの3カ月間となっておりますけれども、この狩猟解禁日までに新たに銃猟禁止区域に指定するものでございます。

次に、の石川銃猟禁止区域でございますが、この地域は、石川の河川公園を含む地域となっております。周辺の宅地開発等が進み、安全性を確保す

る観点から、第9次計画に引き続きまして再指定するものでございます。

なお、それぞれの銃猟禁止区域の位置図につきましては、資料の裏面に掲載をさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

以上が、今回の第9次計画の改定についての御説明でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

南会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対して御質問、御意見ございますでしょうか。これは、第10次が平成19年度から始まる。そういう状況にございますが、この第9次、それまでの間に少し追加しておく必要があるという、そういうことでございまして、2点、この泉佐野市と、それから河南町、この分を第9次に含めておく必要があるということの追加でございます。そういう点で、いわゆる有効期限は平成18年度ということになるわけですが、今やっておかないと間に合わない、そういう状況でございます。

ただいまの事務局の説明に対して、御質問、御意見ございますでしょうか。

古川委員。

古川委員　　所在地の地名が間違っておりますんで、この字句の訂正をしていただきたい。河南町「須賀」となっておりますけども、正式には「一須賀」というところだと思っておりますんで、ちょっと調べて、間違っていたら字句の訂正をお願いしたいと思っております。

南会長　　失礼しました。

それでは、確認をさせていただきます。

池田動物愛護畜産課長　　失礼いたしました。今、古川委員さん御指摘のとおり、一須賀でございます。

南会長　　古川委員、いろいろ本当に御指摘ありがとうございます。貴重な御指摘。事務局、よろしゅうございますね。どうも古川委員、ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

南会長　　特にないようでございますので、今の古川委員の御指摘、これはもう

即刻修正することにいたします。それ以外には特に御意見、御異議がないようでございますので、この事務局説明の案のとおりに答申したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長　　どうもありがとうございました。

それでは、もう1点諮問を受けました、議事3、第10次鳥獣保護事業計画の策定についてということで、これについて事務局から御説明をお願いします。

池田動物愛護畜産課長　　それでは、引き続きまして御説明をさせていただきます。資料2-2の第10次鳥獣保護事業計画の諮問についてをごらんいただきたいと思います。

資料の左側をごらんいただきたいと存じますけれども、この鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法と言われるものでございますけれども、この法に基づきまして策定をいたしております。

この鳥獣保護法に関しましては、ことし6月に、鳥獣による農林業被害を防ぐため、現行の狩猟免許のうち、網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に区分するなどの法改正が行われております。施行は来年4月の予定でございます。

さて、鳥獣保護事業計画の策定に当たりましては、第9次計画で御説明いたしましたように、国の指針に基づきますが、国の指針の策定に当たりましては、左下段に破線で囲んでいますけれども、中央審議会の意見を聞くということとされております。

また、今回の第10次鳥獣保護事業計画の策定でございますけれども、この国の基本指針の提示が遅れておりまして、矢印で示しておりますように10月となることから、国におきましては各都道府県の策定作業のおくれを生じさせないため、少し資料2-5をごらんいただきたいと思います。

資料2-5の3ページ以降、横書きの資料でございますけれども、3ページから6ページに、国からこの項目案が示されました。よりまして、今回この事業計画策定に当たりましては、この項目案をもとに策定するよう、国から

通知があったところでございます。

それでは、もう一度資料2-2に戻っていただきまして、内容について御説明をさせていただきます。資料2の右側に、内容につきまして1から10、保護事業計画(案)の内容を列記をしております。

申しわけございませんが、配付しております資料2-3でもって御説明したいと思っておりますので、そちらの方をお開き願いたいと思っております。

今、申し上げましたように、1から10の事項に取りまとめております。まず1の計画期間でございますけれども、来年、平成19年4月から平成24年3月までの5年間となっております。

2の鳥獣保護区の指定でございますが、ここはゴシックで示している部分でございますけれども、10次計画終了時点の平成24年3月では18カ所、1万2,801ヘクタールを保護区に指定する計画でございます。指定の細かな内容につきましては、黒丸印の欄に記載のとおりでございます。

の特別保護区でございますが、括弧書きにありますように、保護区内では捕獲の禁止のほか、この区域での開発に当たっては知事の許可が必要となります。この計画終了時におきましては2カ所、約110ヘクタールを指定することになりますが、今回新規に指定いたしますところは、四條畷市の室池周辺の約40ヘクタールが対象となっております。

は、標識設置などの整備事業について記しております。

裏面に移っていただきまして、3の鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項でございますけれども、狩猟鳥の増殖を図るため、キジを毎年300羽放鳥するものでございます。これは、昭和30年からこの事業を継続しております。

4の鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項でございますけれども、特に に記載のとおり、捕獲許可の権限は知事にございますけれども、この権限を市町村長に委譲しようとするものでございます。

5の特定猟具使用禁止区域でございますけれども、今回の法改正によりまして、銃の使用禁止に加えまして、くくりわな等による猟につきましても、区域内では使用禁止対象となりましたことから、従来の銃猟禁止区域の名称が変更されました。10次計画終了時で75カ所、総面積約12万899ヘクタールと

なる計画でございます。指定内容は黒丸欄に記載のとおりでございます。

6の特定鳥獣保護管理計画の作成でございますが、農林業被害の大きいシカ及びイノシシを対象といたしました保護管理計画を策定いたします。期間は来年4月から平成24年3月までの5年間でございます。

なお、シカ保護管理計画につきましては、第9次計画に引き続き実施するものでございます。

7の鳥獣の生息状況調査でございますが、 から の各種の調査を実施するものでございます。

裏面に移っていただきまして、8番の啓発普及に関する事項でございます。鳥獣保護思想の啓発普及を図るため、愛鳥モデル校の指定を現在の15校から拡大、拡充を図るものでございます。この愛鳥モデル校は、小・中学校を対象といたしておりまして、図書等の配布、また指導に努めることとしております。

9の保護事業の実施体制の整備でございますが、鳥獣保護員を初めとした保護管理の担い手となる人材育成に引き続き努めることとしております。

最後に、10のその他事業でございますが、 狩猟の適正管理。冒頭申し上げましたように、今回の法改正では、わな猟免許のみの取得が可能となっておりますが、このわな猟を行う場合、設置者の明示等が義務づけられることになりました。その指導の徹底を図るものでございます。

の愛がん用の捕獲許可についてであります。従来ホオジロやメジロの飼養許可を大阪府で行っておりますけれども、今回メジロのみの飼養許可とするものでございます。これは、実態としまして、ホオジロの飼養許可がほとんど出てこないというふうなことでございます。よって、メジロのみを飼養許可にするというものでございます。

最後に でございますけれども、高病原性鳥インフルエンザを初めとします動物由来感染症についてのモニタリング等を行うものでございます。

以上が、第10次鳥獣保護事業計画の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの第10次鳥獣保護計画の策定に関する説明に対して、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

岸上委員。

岸上委員 第10次鳥獣保護事業計画書（素案）の19ページに、上から8行目です。ね、堺市の羽曳野丘陵、240ヘクタールの減になっているんですけど、堺市に羽曳野丘陵はないはずなんですけど、これ何かの間違いですかね。

事務局 事務局から説明させていただきます。

この羽曳野丘陵と申しますのは、旧の美原地域で、羽曳野丘陵と称する銃猟禁止区域でございます。

南会長 岸上委員、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

又野委員。

又野委員 同じく、素案の31ページですかね。ちょっとここがどうもわからないんですけども、狩猟鳥とか狩猟していい動物ですね。それは、ちょっとページが違ったかもしれませんが、環境省が決めたものを、どっかに書かれてたと思うんですけど、それとは別に、大阪府がレッドデータブックを出されておられまして、国とは違った大阪府の状況、今回どういうのが環境省で許可になっているのかちょっと調べてないんですけど、例えばアナグマですとかウズラですとかヤマシギだとかタシギですとか、大阪では一応絶滅のおそれがあるかもしれないというのに含まれているのを狩猟許可にしているのは、ちょっと現状にそぐわないかなというところがありまして、検討していく上で、そういうのを大阪府の鳥獣保護に関する、行政でしたら、大阪府独自のものがある方が現状に即するんじゃないかなというふうに考えております。

今、許可されている中には大阪府にいないものが含まれていますので、いないということは狩猟されないですけども、現状に即したもののほうが狩猟対象としてもわかりやすいんじゃないかというふうに考えております。

南会長 事務局いかがでしょう。

事務局　この狩猟鳥獣につきましては、環境省令で定めております鳥類、哺乳類を挙げております。また、御指摘のように、大阪府下でウズラ、ヤマシギ、タシギ等につきましては、レッドデータブックに載せております。このような鳥獣につきましては、ここに後段で書いてますように、必要に応じて捕獲を制限するなどということ、取り扱いとしてまた狩猟対象から外すなりというふうなことも検討していきたいと思えます。

ただ、この事項につきましては、それぞれの狩猟鳥獣の適用云々につきましては、この審議会でお諮りした上で国との協議ということになりますので、そういう手続をまた踏ましていただきたいというふうに思えます。

南会長　又野委員、今の事務局回答でよろしゅうございますでしょうか。

又野委員　それとカワウなんですけども、レッドデータブックに入ったにもかかわらず非常にふえて、各ところで被害が出ていると思えますけども、カワウの取り扱いについてなんですけども、ちょっと私の読解力がないのかもしれないですけど、ゆくゆくは、広範囲にわたってますから、ニホンジカとかイノシシとかと同じような感じになるということでしょうか。ちょっとその辺をお願いします。

池田動物愛護畜産課長　カワウにつきましては、おっしゃるとおり被害がかなり拡大しております、実は大阪府も、特に滋賀県、琵琶湖あたり、竹生島ですか、被害が大きいもんですから、近畿中部カワウ協議会というものがございまして、そちらに参画をいたしまして、いろいろ勉強をしておりますのでございます。なお、大阪府下にも二つの地域でねぐら等を確認しておりますし、大体、生息、それぞれ500から1,000羽ぐらいというふうな確認もございします。

なお、近畿ブロック知事会といたしましても、これらの対策のために、狩猟鳥に入れるようにというふうな要望も出されております。そういったことで、今後我々もそういった情報交換通じまして、対策に当たっていきたいと考えております。

南会長　又野委員は、日本野鳥の会大阪支部会員という、専門的な面からのそういう御指摘がございました。又野委員、今の事務局の回答でよろしゅうござ

ざいますか。

ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

又野委員 済みません、ちょっとページが見つからずに、わからないんですけども、予察という、どういう動物が、どういう鳥でどういう被害が起きるかというのが、ちょっと表があったと思うんですけど。とにかくその、カラスとかシカとか、そういうのでどういう被害が起きるかという予察に基づくというように書かれていたと思うんですけど、その予察の根拠というのを、例えば被害額がどれぐらいになってるとか、そういう根拠データをちょっと教えていただきたいなと思います。

南会長 事務局。

事務局 事務局でございます。

被害金額でございますけども、素案の10ページが予察表になっております。上から言いますと、主なものにつきまして、イノシシ、これは大阪府域山間部といいますか、山地を持つてるところのほぼ全域でイノシシの被害が発生しております。被害金額でございますけども、毎年6,000万円から4,000万円ぐらいの被害金額が発生しております。被害発生地域は、この右に書かれておる市町村、このようになっております。

ニホンジカですけども、ニホンジカも年じゅう被害が発生しておりまして、主に植木の食害、それが発生しております。被害金額ですけども、これにつきましては1億数千万円でしたけども、最近、被害対策が進んだ影響もありまして、4,000万円ぐらいまでは減っております。

それから、ノウサギにつきましては、最近、被害金額が減っておるのは事実です。平成17年度で、実際に市町村の方から出てきましたのは1万円となっております。過去、平成9年度、10年度、11年度ぐらいまでは300万円ぐらいのオーダーでしたけども、市町村からの報告は、平成16、17年度とも1万円、平成15年度で11万円とか、そのぐらいのオーダーになっております。

あとイタチ類は、これは主に生活環境汚染ということで、家の中に入って屋根裏に巣をつくるとか、あるいは食べ物を食べる、そういう関係の生活環境

汚染が中心になっております。

あと、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、そういったカラス、ドバト、ケリ、タゲリ、トビ、そういった鳥類全部含めまして、大阪府で鳥獣による年間の農林の被害としまして、平成15年度で2億7,000万円、平成16年度で2億3,000万円、その程度になっております。

以上です。

南会長 ありがとうございます。

又野委員、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

特にほかには質問ないようでございますので、それではこの第10次の新たな鳥獣計画を策定するというところでございますが、これはやはり、専門的な観点から御議論いただいて策定していきたいと、そのように考えておりますので、そうしますとこの本審議会で諮る前、やはり専門的な観点から専門部会を設置して検討いただくのがよいのではないかと考えております。そこで、環境審議会条例第6条第1項第3号に野生生物部会がございます。その野生生物部会で集中的に検討をしていただきたいと考えております。その上で、その結果をこの本審議会で御議論いただくという方向で進みたいと思っておりますが、そのような方向に対して御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 では、特に御異議ないと思っておりますので、野生生物部会を朝日部会長、部会での御審議をぜひよろしくお願いいたします。

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、次に議事4、揮発性有機化合物・化学物質対策部会の中間報告、これは本年3月に、前回の第30回の環境審議会で諮問を受けまして、部会を設置して、これまで精力的に検討をいただいております。

今回、部会としての中間報告がいただけると、そういう段階に至りましたので、部会長をお引き受けいただいている内山部会長から御報告をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

内山部会長 揮発性有機化合物・化学物質部会の部会長の内山でございます。
座らせていただきます。

それでは、ただいまから本部会におけます検討状況ということで、中間報告をさせていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。まず、資料右上に（参考）審議経過等と書いてございますが、ことしの3月27日の第30回の大阪府の環境審議会に、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方が諮問されまして、同日付で部会の設置が承認されたところでございます。その後、私を含む5名の委員が南会長から指名されまして、5月16日の第1回部会を含めまして、これまで4回の部会を開催してまいりました。この中で、揮発性有機化合物と化学物質の対策のあり方について審議してまいりました。

審議内容といたしましては、第1回では、現状と課題を整理いたしました。第2回では、対策の方向性の素案を検討いたしました。第3回では、揮発性有機化合物・化学物質ともに幅広い分野が関係しておりますことから、企業、労働団体、あるいはNPOの関係者から、取り組み状況ですとか意見のヒアリングを行いまして、それをもとに第4回で意見等を踏まえまして、対策のあり方を検討してまいりました。本日は、これまでの部会で審議してまいりました対策の基本的な考え方について、検討の必要性や現状の課題とあわせて説明させていただきたいと思います。

まず左上の方、1の検討の必要性ですが、現在、国内で使用されている化学物質は数万種類と推定されておりますが、これらの化学物質をさまざまな用途で使用することで、豊かな現代社会が成立しております。しかし、物質によりましては、大気や水などの環境を経由して、人や生態系に悪影響を与えることが懸念される物質があることも事実でございます。このため、化学物質の製造、取り扱いや環境への排出の規制及び化学物質の管理に関する制度が順次整備されてまいりました。

大阪府では、化学物質につきましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例、以下府条例と言わせていただきますけども、その府条例によりまして、国に先行して排出規制や自主的取り組みの促進に取り組んでまいりました。

その後、国におきましても、いわゆるP R T R法が制定されまして、P R T R法の施行状況や府域の化学物質排出量の状況を見ますと、環境リスク低減に向けた事業者の自主的な管理を一層促進することが必要になっております。

また、V O Cにつきましても、府条例に基づく炭化水素規制を進めてまいりましたが、この10年以上、光化学オキシダント濃度は余り改善が見られず、光化学スモッグ注意報も依然として発令されている状況でございます。また、平成18年、本年4月から大気汚染防止法によるV O C対策が施行されていることを踏まえまして、府条例と法制度の整合を図るとともに、今後の効果的なV O C対策の検討が必要になってまいっております。

なお、V O Cと申しますのは、資料の左下の二重線の括弧で灰色になっているところですが、そこでお示しいたしますように、大気汚染防止法の定義では、これはV O Cというのはいろいろな定義がございますけれども、大気汚染防止法での定義は、大気中に排出され、または飛散したときに気体である有機化合物というふうにされておりますように、揮発性の有機化合物を総称したものでございまして、光化学オキシダントですとか浮遊粒子状物質の原因物質の一つとなっております。このV O Cの代表的な物質といたしましては、塗料などの溶剤に使われますトルエンですとかキシレンのほかに、身近な例といたしましては、例えばガソリンは非常に多くのV O Cの混合物ということも言えます。

次に、2の現状と課題をごらんください。

まず、1の化学物質対策の現状ですが、大阪府では府条例に基づく有害化学物質、これは現在ベンゼンなど22物質が指定されておりますけれども、排出規制とあわせまして、平成7年5月から大阪府化学物質適正管理指針に基づきまして、大気への排出抑制の観点から、対象化学物質、これが現在123物質でございますが、これを取り扱う事業者に対して、管理計画の策定や取り扱い量の把握、報告、事故時の措置などを求めています。

次に、国における対策ですが、国では有害性の高い物質や排出量の多い物質に対しましては、化学物質審査規制法等によりまして、製造や取り扱い段階での規制、また大気汚染防止法等によりまして、環境への排出段階での規制、

あるいは環境基準値等の作成が行われております。

また、自主的取り組みといたしましては、化学物質排出把握管理促進法、いわゆるP R T R法におきまして、平成13年4月から、事業者による排出量等の把握が義務づけられまして、毎年届け出るようになっております。P R T R法では、大気だけではなく、水や土壌、廃棄物も含めた総合的な管理の観点から、幅広い物質が選定されておりまして、第1種の指定化学物質として354物質、第2種の指定化学物質として81物質を対象といたしまして、指針に留意した管理や排出量等の把握、報告などを事業者に求めているところでございます。

次に、説明文の右側の枠内の円グラフの下のところをごらんになっていただきたいのですが、P R T R法に基づきます府域における化学物質の環境への排出量は、平成16年度は約2万8,153トンでございまして、愛知県、東京都、静岡県、埼玉県に次ぎまして、残念ながら全国第5位ということになっております。また、円グラフにありますように、排出量が多い化学物質は、合成原料や溶剤に用いられているトルエン、ジクロロメタンなどのV O Cに該当する物質が全体で約8割を占めている、こういう動向になっております。

以上のことを踏まえまして、化学物質対策の課題を挙げてみますと、府域のP R T R法対象物質の排出量が全国で5位という、多いことから、化学物質による環境リスクの管理、低減をなお一層進めるためには、事業者の自主的な取り組みを促進するためのより一層の仕組みが必要であるというふうに考えます。

2番目に、府の現行制度、指針ですが、このP R T R法では、対象とする環境、府の方は大気を中心でございまして、P R T R法は、先ほど申しましたように、大気だけではなく、水、土壌、廃棄物等も含めたものですが、その環境の違いですとか、対象物質の考え方などが異なるために、府条例と法の整合を図るとともに、法の規制、法の規定を補完することが必要であるというふうに考えます。

最後に、P R T R法では、危機管理の観点が出ていますことから、事故や自然災害など、緊急事態発生時の危機管理対策の検討が必要であるというよ

うなことが課題として挙げられると思います。

次に、2番のVOC対策ですが、大阪府では平成6年11月から府条例に基づきまして、炭化水素規制を実施しております。条例では、VOCを発生する9発生源、24種類の施設の一定規模以上のものを網羅的に対象といたしまして、設備構造基準や原料使用基準を適用する施設規制が中心でありまして、平成18年4月現在で約2,200工場、事業所が対象となっております。このほかに大規模塗装工場を対象といたしまして、工場全体からの炭化水素排出量も規制を行うとともに、平成8年1月からは、炭化水素類排出抑制対策推進要綱により、タンクローリーや建築現場での塗装などを対象に、自主的な取り組みを推進しているところでございます。

また、府条例の制定前の平成2年度と平成16年度における府域の固定発生源からのVOCの排出量の推定値を比較いたしますと、先ほど申しました化学物質排出量の下括弧のところに示しておりますように、平成2年度の年間約12万トンに対しまして、平成16年度は約7万5,000トン、約37%減少をしております。

次に、国におきましては、光化学オキシダントと浮遊粒子状物質の改善を目的といたしまして、平成16年5月に大気汚染防止法を改正いたしまして、排出規制と事業者の自主的取り組みを組み合わせたVOC対策を導入し、平成18年4月から施行しております。この排出規制と自主的取り組みを組み合わせた対策手法は、政策のベストミックスというふうと呼ばれておりまして、初めてとられた手法でございます。国は、平成22年度までに、VOC排出量を平成12年度比で3割程度削減することを目標としております。

排出規制は、貯蔵、塗装、印刷等の6発生源、9種類の大規模な施設について、排出濃度基準の遵守が求められておりますが、この規定によりまして、府域では42工場がこの大規模な施設の規制の対象になっております。

また、自主的取り組みにつきましては、経済産業省や環境省が指針などを作成いたしまして、この指針等を踏まえて業界団体等が計画を策定し、VOC削減を推進することとしておりますが、業界団体に属さない企業や中小企業への浸透が課題とされてきております。

次に、大阪府域における光化学スモッグの発生状況を、VOC排出量の下の枠内に折れ線グラフと棒グラフで示しておりますが、光化学スモッグの注意報は毎年10回前後の発令がありまして、数十人から100人程度の規模の被害を訴える年があるという状況でございます。

なお、ことしは、昨日8月24日現在で、光化学スモッグ注意報が既に13回発令されておりまして、ちなみに本日も発令されていると、こういうところで14回ということになります。

以上のことを踏まえまして、VOC対策に関する課題といたしましては、一つには、光化学スモッグの発生状況や光化学オキシダント濃度が改善されていないという原因物質の一つであるVOCの排出抑制のさらなる徹底が必要であるということが、まず第一でございます。

また、府条例に基づく対策の成果や問題点等を踏まえまして、自主的取り組みを含む法制度との整合を図りつつ、効果的なVOC排出抑制方策の検討が必要であるということが挙げられます。

次に、今まで述べましたこれらの現状と課題を踏まえた今後の化学物質対策とVOC対策の基本的な考え方でございますが、資料右側の枠内、3の対策の基本的な考え方(案)をごらんいただければと思います。

まず、1、化学物質対策でございますが、事業者による自主的な化学物質管理の取り組みの促進を基盤としつつ、有害性の高い物質などは個別に環境への排出を抑制するという、全体的な枠組みを踏まえて検討した結果、今後の対策の基本的な方向性としては、次の2点に集約されると思います。

まず、の規制物質の見直しでございますが、これにつきましては、新たに人に対する発がん性が明らかであるというふうに確認されましたエチレンオキシド、これは主に合成原料や界面活性剤の原料、あるいは滅菌剤等に用いられているものでございますが、これを規制物質に追加することが適切であると考えております。

次に、の法との整合を図り、法の規定を補完する新たな化学物質適正管理制度の構築でございますが、具体的には、大気のみならず、水、土壌への排出や廃棄物等への移動も対象とする総合的な管理制度に改善することが望ま

しい。それから、環境リスクの観点からの対象物質の見直しということが第2点。それから、第3点といたしまして、対象物質の取扱量や管理計画書等の届け出を義務づけるということ。最後に、危機管理の観点から、緊急事態対処計画書や事故時の報告を義務づけを行う。こうすることで、行政の一定の管理のもとに、事業者による管理体制の構築と、その運用による自主的な取り組みを確実に促進するために、新たな化学物質管理、化学物質適正管理制度を構築、整備することが適当であると考えております。

次に、2のVOC対策でございますが、府条例に基づく対策の成果や問題点等を踏まえまして、自主的取り組みを含む法制度との整合を図りつつ、効果的な排出抑制方策のあり方について検討いたしました結果、今後の対策の基本的な方向性は次の3点になろうかと思っております。

まず、 の条例規制等の課題の改善についてでございますが、条例の規制対象や基準等については現行のままといたしまして、規制基準の遵守状況の把握・確認のため、必要事項の記録・保存を義務づけることといたします。これは、今までは遵守されているかどうかというものの確認の方策がございませんでしたので、必要事項の記録・保存を義務づけるということでございます。

また、要綱で定められておりましたタンクローリーの蒸気返還接続装置の設置を、新たにこれも義務づけるということでございます。この蒸気返還接続装置と申しますのは、ガソリン等を運ぶタンクローリーからガソリンスタンドの地下のタンクにガソリンを給油する際に発生するガソリンの蒸気を、環境中に放出せずにタンクローリーに再び戻すという装置というものです。これらを義務づけるということが第1点でございます。

それから、 といたしまして、自主的取り組みの促進につきましては、前に述べました化学物質適正管理の対象物質にVOCを加えまして、自主的取り組みを促進すると、こうということでございます。

それから、 といたしまして、VOCに係る大気汚染緊急時措置につきましては、光化学スモッグ注意報等の発令時に、例えば法規制対象工場や条例の届け出工場等の大規模な発生源に対しまして、VOCの排出抑制の協力要請

を規定することが適当である。

以上、3点が主な方向性というふうに考えて進めております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、本日、環境審議会に中間報告を行わせていただきまして、御意見を伺いました後、9月1日には第5回の部会を開催予定しておりまして、さらに具体的な内容を検討した上で、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施する予定であります。その後10月下旬ごろに第6回の部会を開催いたしまして、パブリックコメント等の御意見を検討した上で取りまとめまして、11月ごろに予定されております環境審議会に報告し、答申としていただければと考えております。

中間報告は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

南会長　　どうも、内山部会長、ありがとうございました。

ただいま、部会での詳細な検討結果の中間報告をいただきました。先ほど、スケジュールも御紹介いただきましたように、きょうの中間報告、そしてこの後、第5回の部会、パブリックコメントを経て、部会としての御意見を10月下旬にまとめていただいて、11月ごろに本審議会に答申をいただく、こういうスケジュールになっております。そういうことを念頭に置きながら、御意見、御質問いただければ幸いです。いかがでしょうか。

高橋委員　　化学物質に対しては専門ではありませんし、全くの市民の、専門外の方からのお願いでございます。今いろいろこういう審議会でも専門部会をつくって報告を出されて、パブリックコメントを実施します。そのときに、ほかの審議会でもパブリックコメントを実施したところを存じ上げているんですが、結局パブリックコメントというのは一つのエクスキューズになってしまって、わからない人は全然わからなくて、パブリックコメントが出ないというところも結構あるみたいなんです。ですから、パブリックコメントに至る前に、もう少しシンプルに市民全体に、こういう特に有害物質の危険性とか、そういうことの知識の啓発というものを、ある程度この審議会とかがメディアなどを使って、わかりやすくパブリックコメントを出すような手法も、今後考えていただきたいというふうに思っています。

結局それが、パブリックコメントをとるということは、コメント自体よりも、

府民全体にその危険性を啓発するという手段にもなりますから、アンケートと同じ効果を促せますので、その辺をもう少し、私のような化学物質とか専門のわからない府民にも、もっと広く普及させる方法も考えて審議会をしていただきたいと思います。

以上です。

南会長 高橋委員、ありがとうございました。

ただいまの御意見は、パブリックコメントというのは、本来の目的は、いろいろな御意見を広くいただくということだと、もちろん思いますが、こういう非常に専門的な内容は、そういうパブリックコメントをするという、その行為でもって、一般に対して周知を図るという、そういう面もあると思っておりますので、今の高橋委員の御意見は、それをさらに促進するような、そういう手法を考えていただきたいと思います、そういう意見と承ります。内山先生、今のような御意見、よろしく願います。

内山部会長 わかりました。

南会長 さらに、これは本当に、今、我々は大阪府域で考えておりますが、こういう、今も光化学スモッグ、あるいはオキシダント、いろんなことが大阪府域にとどまらず、あるいは国内にとどまらず、グローバルな状況が発生しておりますので、なかなか大阪府だけでこれを克服していくということは、非常に困難な状況に立ち至っていると思います。一たん、この箱の中にありますように、光化学スモッグ、わっと減ったのに、またこうふえてきてるといのは、国内の状況が悪化していると、そういうことでは解釈がつかないのではないかと感じておりますし、その点、広く社会一般の関心、あるいはそういうことによる皆さんの関心を深めて規制を強めていく、そういう必要もあろうかと思えます。部会での御審議、よろしく願います。

山口委員。

山口委員 山口でございます。

今回の専門部会のところで、関係者の意見聴取ということで、私ども連合の化学物質に関係するところの意見を聞いていただきましてありがとうございます。

そして、この関連なんですけれども、VOCの排出量の部分ですけれども、2010年、国の基準で言いましたら3割削減達成ということの部分と、この府域内におきます平成2年から16年度、37%の減が、次の目標達成までの部分の評価をどう読み取るのかということの一つをお聞きしたいのと、それから先ほどの説明にもありますように、大阪府内の中で9種類、42工場があるということで、私ども労働組合の者も多くの方が働いていると思いますけれども、特にこういった化学工場の生産物質現場というものが、非常に住民の人たちにとればわかりにくい工場だと思います。

つい最近ですけれども、元松下の社員で、今、NPOで企業ミュージアムの協会をやっておられる方のお話を聞かせていただくことがあったんですけれども、まず企業が地域の人たち、住民の人たちに、自分の企業がその地域の中で何を生産しているのか、どういった貢献をやっているのかということ、やはり公開することが、企業文化につながるということ、この方自身が、府内の工場を回って説明しているということも、最近、聞かせてもらっております。違う観点ですけれども、やっぱりこういった見えない物質を製造しているという会社の信頼性というものは、今後これからどういう形で地域との連携をとるかということが、また一つ大切なことではないかと思えます。

といいますのは、先ほどお盆のときに、大津市で東レの工場が大火災を起こしておりまして、ここでもやっぱり私たちの水がめのふもとの琵琶湖のほとりの工場ですので、例えば消火活動に当たった大量の水が土質に流れて、どういった影響が出てくるのかということが、多くの化学物質が使われていると思いますので、そういった見えない部分の適切な処理がなされているのか。先ほど、危機管理のこともありましたけれども、こういった大災害が起こったときに、府県をまたがって、当然、いわゆる危機管理体制だと思いますので、そういった観点も御協力いただけるのか。

それともう一つ、先ほどの御発言でもありましたけれども、やっぱり化学というものが非常に難しいと感じますけれども、現実には生活の中で、洗剤から含めまして非常に日常生活の中で私たちが使用しているものですが、国で

も有害性の評価手法というものが、一つ研究開発の段階でもすべきだということを出ております。これは、国際基準の中で2020年までにヨハネスブルク宣言の目標達成で、化学物質の使用、生産に際して人の健康と環境にもたらす悪影響を最小限に果たすという、2020年目標値のところでも、国がそういった施策もありますけれども、こういった大阪府の行政の中で、わかる形、違うというのがわかる形、これは環境教育の一つにもなるかと思えますけれども、そういった手法の方法の開発はないのかどうか、そういった点お聞かせいただきたいと思えます。

南会長　　どうもありがとうございました。

ただいま、山口委員からは、主には3点ほどの御質問がございました。

内山部会長　　私のお答えできる範囲でお答えしたいと思います。まず先ほどの資料でお示しいたしました、平成2年度から16年度まで、37%減というのは、これは先ほど申し上げましたように、大阪府は国に先行してVOC削減の自主的な取り組みを行っておりましたので、ここでもう既に随分減っているということがございます。ですから、これからさらにまた3割減ということで、非常に厳しいことになると思えますので、今、目標としておりますのは、光化学スモッグの注意報が発令されるような、高レベルのVOCの濃度、環境浮遊粒子濃度をできるだけ下げていこうと、こういうような目標で、実際にこれがどのぐらいの、何パーセント減になったというのをもう少し積算を推定してからというふうに、今、考えているところでございます。

それから、先ほど申しましたように、特に災害時の事故等が起こったときに、その工場で何が使われていたか、それからそれに対処するためにどうすればいいかということは、現在の国のP R T R法に欠けているところでございますので、これが大阪府の条例等では非常に特色として、今までやっておりますし、これからもぜひそこら辺のところを強化していきたいという考えでありますので、届け出の必要のない物質に関しましても、もし大事故があったりした場合に、危機管理として把握できるような形にしておきたい。それによって、もし何か万が一、不幸なことで事故が起こった際に、適切な処置がとれるようにしたいというのが、この法の規定の補完というところの

危機管理の考えであります。

しかし、これが府域を超えてできるかどうかということは、また別の方面で考えていかなければいけないとは思いますが、今、実際にそういう制度があるかというのは、ちょっと私、不勉強で、例えば近畿圏でそういう協定を結んでいるのか。関東の方では、首都圏ということで、光化学スモッグに関しましても協定ができておりますけども、近畿圏で化学物質の方でそういう県をまたいだときにどういうふうになっているのかというのは、これもまたもし事務局の方から、部会にまた追加があればと思います。

それから、P R T R法もそうなんですが、結局その工場は、自分とこの工場でどういう物質を使っているかというのは、少なくともP R T R法に入った物質については、もう公開になりましたので、そのリスク評価の手法ということと同時に、リスクコミュニケーションということで、どういうふうに地元住民の方や行政と、それから企業が進めていくかというのが、やはり一番の府民といたしましても、あるいは国や地方自治体といたしましても、非常に大きな問題点になっております。今後この化学物質対策のあり方で、さらに透明性が高まると思いますので、そういうデータを使ってリスクコミュニケーションを皆さんで推進していただければというふうに考えております。

南会長 内山部会長から非常に御丁寧な回答いただきました。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声)

南会長 それでは、今回は、これは中間報告ということでございますが、先ほどのようなスケジュールで、今後、答申に向けて、引き続き部会の方で御検討をいただきますように、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上で、本日、審議事項、その分は終了させていただきます。

引き続きまして、報告案件に移らせていただきます。報告案件は、温泉部会における決議事項の報告についてでございます。本審議会の常設部会であり

まず温泉部会で、本審議会にかわって諮問を受けて、引き続き審議いただいておりますのでありますが、この状況について、本日、部会長の熊井先生が欠席のために、部会長代理、益田委員から御説明をちょっとお願いします。御報告をお願いします。

益田委員 益田でございます。では、ちょっと座って報告をさせていただきます。

資料4を見ていただきたいんですが、平成18年3月27日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙に示しますように、平成18年8月23日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行いました。同日付で大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行いましたので、大阪府環境審議会温泉部会運営要綱第3条第6項の規定に基づき報告いたします。

別紙に示しましたように、温泉掘削の許可に関する案件が12件出ております。そのうち10件に関しては許可することに支障なしということで報告をいたしました。また、残り2件については、許可をすることは適切でないというふうに判断をいたしました。詳しい理由については、別紙の方を参考にさせていただきたいのですが、この2件は距離が近い、掘削する地点がお互いに近くて、競合する案件であり、両方を認めた際に相互に影響が出ることが予測されるというふうに判断いたしました。

それから、動力装置の許可案件については5件が出されております。そのうち4件に関しては許可することに支障なしというふうに判断をいたしました。残り1件については、許可することが適切でないというふうに判断しました。これも、詳しい理由に関しては、別紙を参考にさせていただきたいのですが、かいつまんで申しますと、申請をされた揚湯量が過大で、周辺も含めた地域での温泉資源に影響を与えると判断されるケースでした。

以上のとおりです。

南会長 どうもありがとうございました。

温泉部会の方で専門的な見地から御検討いただいて、掘削に関する申請としては、最後の2件、東大阪の2件、これはいわゆる800メートル以上離れる必

要があるという、そういうことに反している。お互いにこれを認めることは双方にとって非常に問題があるということで、許可しないという結論でございます。

さらに、動力装置の問題では、最後の1件、これは非常に大きな規模で掘削量をふやしたい、そういう申請であります。これを認めますと、周辺に対して極めて大きな影響が出るということで、許可することは適切でないという結論を得たということでございます。

どうも、この部会での御検討、ありがとうございました。

御質問はございますでしょうか。

前者のこの掘削そのものについての許可の問題は、これで三度、四度ぐらい、この審議会に出てきていることとありますが、また出たということで、従来どおり許可しない。動力装置の方は初めてとありますが、これはしかし規模がもう膨大な規模になるということで、適切でないという結論を得たということでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長　ありがとうございます。

それでは、最後、4番、その他につきましては、水質測定計画部会運営要領(案)について、事務局から少し説明があるようでございますので、よろしくをお願いします。

村井環境情報センター所長　水質測定計画部会の事務局をいたしております、環境情報センターの村井でございます。水質測定計画部会運営要領(案)について御説明を申し上げます。

お手元の資料5のまず裏面をごらんください。水質測定計画部会の概要についてでございますが、環境審議会に常設部会として設置されておまして、水質汚濁防止法第16条に定められております公共用水域及び地下水質の測定計画につきまして、毎年、知事の諮問によりまして答申をいただいております。また、審議会条例の規定に、本部会の決議をもって審議会の決議とし、審議会には決議事項として御報告いただいております。平成

18年度の測定計画の中ほどに、後ほどごらんいただきたいと思います。

まことに申しわけございません。表にお戻りいただきたいと思います。

このたび、木原敬介堺市長が環境審議会委員に御就任されたことを受けまして、当部会におきましても、大阪府域の公共水域並びに地下水の水質測定を適正に実施するため、堺市長に審議会条例第2条第1項第3号の市町村長の委員として御参画をお願いいたしたく、部会運営要領(案)のとおり、組織第2条第二項の定数を、従来3名でございましたが、ハッチかけておりますように、4名以内という形で改正したいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

南会長　ありがとうございます。

これでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長　どうもありがとうございます。

これで本日、予定しておりました議事につきましては終了いたしました。皆様の議事進行に対する御協力、ありがとうございました。

それでは、事務局の方、再度よろしくお願いいたします。

司会(児林補佐)　本日予定しておりましたものは以上でございます。これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

南会長　どうもありがとうございました。